

令和2年9月4日

保護者 様

いわき市立夏井小学校長 角田健司

福島県小学校長会「『子どものSNS・ネット利用の実態』
に関する調査結果」について

全国的に低学年からSNS（「ライン」、メール、チャット、ゲーム内のチャットなど）やネットをめぐる様々な問題が発生し、その対応が喫緊の課題となっております。

福島県でも、子どものSNS・ネット利用は年々増え、問題も多数発生している状態です。特に今年は、新型コロナウイルス感染防止のために臨時休業になったことにより、SNS等の利用が増え、様々な問題が起きているのではないかと懸念されました。そこで、今年度は、県内すべての小学生を対象に、臨時休業中のSNS・ネット利用状況も含めて、利用の実態を把握すべく、福島県小学校長会により標記調査が実施されました。

この度、標記調査の県全体の結果が集約され、裏面のように「調査結果概要」としてまとめられましたので、お子様への指導等にご活用ください。特に、「ご家庭でぜひ確認していただきたい、適切なネット利用の仕方」については、今後ともご理解・ご協力をお願いします。

なお、本校では特に「通信ゲーム利用者の増加」や「ネットの長時間利用」の傾向があり、学年の発達段階に応じ指導に当たっていきたいと考えておりますので、ご家庭でも同様に指導していただければ幸いです。

子どものSNS・ネット利用の実態



【家庭におけるSNS・ネットの利用状況】

- 全体の78%の子どもが、SNS・ネットを「利用している」と回答し、昨年度比、7.2ポイントの増加となっています。また、利用者のうち、**自分用の機器**（自分のものではなくても、自分が自由に使える機器）を所有している子どもは**71.1%**いることが分かりました。
- 利用内容の内訳（複数回答可）をみると、回答の多い順から「動画サイトを見る」、「通信ゲームをする」、「分からないことを調べる」となっています。一方、臨時休業中に短時間でも、**学習に利用した子どもは、55.5%**でした。今後、臨時休業中の学習を保障する手段として、ネットを利用した学習の環境整備が進めば、さらに高くなると思います。

【家庭におけるSNS・ネットの利用時間】

- 学校に登校している平日の利用時間は、昨年度よりも1時間未満が大きく減少し、全体的に**長時間利用にシフト**していることが明らかになりました。さらに、平日にもかかわらず**3時間以上**利用している子どもは、**全体の約10%**もいることが分かりました。
- 休日と臨時休業中の利用時間は、ほぼ同じ結果で、平日に比べてかなり長時間化しています。**3時間以上**の利用は、平日の2.5倍を超える**約25%**を占めています。昨年度と比べても約1.4倍の増加となっており、長時間利用が定着していることを裏付けています。
- 利用時間の長時間化に伴い、「**ネット依存と思われる状態になった**」という子どもが、**昨年よりも増加**しています。また、利用時間の長時間化に伴う生活習慣の乱れも懸念されます。



【家庭におけるルールの遵守状況とフィルタリングの設定】

- 今年、「ルールを決めている」と回答した子どもは**80.5%**で、ここ数年増加傾向にあります。しかし、「ルールを守っている」と回答した今年の子どもの割合は**65.3%**であり、**年々減少**傾向にあります。逆に、「守らないときがある」と回答する割合は、**年々増加**傾向にあります。SNS・ネット利用上のトラブルも増加傾向にあり、ルールを遵守できない要因を確かめることが、子どもの安全・安心を守ることにつながるので、家庭内での定期的な話し合いが望まれます。
- 子どもが使用している機器への**フィルタリング機能**を設定している家庭が**54.3%**という状況です。子どもをネット被害から守るためにも、フィルタリングの早期の設定が望まれます。

ご家庭でぜひ確認していただきたい、適切なネット利用の仕方

平成30年2月1日に施行された改正「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満のスマホ・携帯の利用を把握・管理して教育するのは、「保護者の責務」と定めています。また、平成30年6月には、WHOが、ゲーム依存を疾患に認定するなど、世界的にもネット利用については、多くの問題点が提示されています。

ネットの危険から子どもたちを守り、安心して上手に利用できるように、以下の内容を確認してくださいよう、お願いいたします。



- ① ネット端末機器を購入する必要性、購入した目的を子どもと（再）確認する。
- ② 必ずフィルタリングをする。（設定の仕方が分からない場合は、各通信会社へお問い合わせください。無料で設定ができます。）
※改正「青少年インターネット環境整備法」：18歳未満には必ずフィルタリングする。
- ③ 利用する際の家庭内のルールを子どもと相談して決め、文章化しておく。決めたルールが守られているか定期的に話し合い、状況に応じて見直す。
- ④ インターネットの特性や危険性、安全に利用するために必要な情報モラル、セキュリティ、フィルタリング等について、保護者が積極的に学び、子どもと確認する。
- ⑤ 子どもがどんな使い方をしているか確認する。（家の中だけでなく、外での使用も含めて）
- ⑥ 保護者自身が適切なインターネット利用を心掛け、手本となってよいマナーを学ばせる。

困ったことが起きたときは、学校や下記の専門機関にご相談ください。

＜相談機関＞

- ふくしま24時間子どもSOS（福島県教育委員会） 0120-916-024
- 消費生活センター 024-521-0999
- 都道府県警察の少年相談窓口 <http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- 警察庁相談ホットライン 024-525-8055・#9110（プッシュ回線のみ）
- 匿名通報ダイヤル（警察庁） 0120-924-839 <http://www.tokumei24.jp/>

※お子さんをネット被害から守るために、よろしくお願いします。